

これまでの協議事項について

第 6 回協議会において、大阪における大都市制度の制度設計、いわゆるパッケージ案が示され、これをもとに事務分担、職員体制、財産・債務及び財政調整など特別区設置協定書に記載する必要がある項目について、これまで議論が深められてきたところ。

今後、具体の協定書案の作成を進めるにあたっては、それぞれの項目について方針を確認しておく必要があることから、パッケージ案における各項目を踏まえ、国との調整状況なども考慮しながら、私の考えを整理したもの。

国協議事項

事務分担

基本的方向性

現行制度の枠組みにとらわれず、新たな大都市制度において目指すべき姿として、「広域自治体」と「基礎自治体」のあるべき役割分担を整理

【特別区】

- ・中核市並み権限を基本。加えて、住民に身近な事務は、政令指定都市権限や都道府県権限であっても、特別区が担う

【広域自治体】

- ・大阪全体の成長、都市の発展、大阪全体の安心・安全に関わる事務については、広域自治体が担う

税源配分及び財政調整

基本的方向性

< 税源配分 >

広域自治体と特別区の税源配分については、

- ・広域自治体の税源は、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税
- ・特別区の税源は、上記を除く市町村民税に相当する税目である個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等

< 財政調整 >

広域自治体・特別区がそれぞれ事務分担に応じたサービスを提供できるよう財源を配分するとともに、特別区相互間の歳入格差を是正

- ・財政調整財源は、普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）とし、広域自治体及び特別区に配分。特別区財政調整交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、広域自治体の条例で定める額（地方交付税の一定割合）を加算
- ・調整主体については、現行都区制度と同様、広域自治体が賦課徴収、調整を実施しつつ、特別区をより重視した仕組みを構築
- ・配分割合については、制度移行までの地方財政制度の動向も確認した上で特別区設置の日までに調整（H23 決算ベースでは 24 : 76）。特別区の設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年毎に検証

- ・特別区財政調整交付金は、次の2種類
 - 普通交付金（地方交付税に準じた算定方法により配分。生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定）
 - 特別交付金（特別な財政需要に応じて配分。ただし、制度移行期間中はサービスの継続性や安定性に重点をおいて配分）

関連事項

- ・地方交付税の算定は、全特別区を一つの市とみなし、広域自治体と合算して算定（合算算定）
- ・臨時財政対策債は、現行制度どおり、他の市町村と同様に特別区が発行
- ・発行済の大阪市債（既発債）の公債費は、広域自治体30：特別区70の割合で負担するが、償還は一括して広域自治体で実施（特別区の負担額は、財政調整交付金の交付を通じて財源保障。広域自治体が負担する額は、税源配分並びに広域自治体及び特別区間の財政調整を通じて財源を確保）
- ・偏在の大きい都市計画税・事業所税については、広域自治体で賦課徴収し、都市計画等に係る事業を行う広域自治体と特別区に財源配分

国報告事項

職員体制（職員の移管）

基本的方向性

< 職員体制 >

広域自治体・特別区が、新たな事務分担に応じたサービスを提供できるよう、最適な職員体制を構築

【特別区】

- ・現行の配置基準を前提にするのではなく、ゼロベースからあるべき職員体制を構築
- ・近隣中核市5市の職員数をモデルとし、中核市を上回る事務や大阪市の特性のある事務などは、その実情を踏まえて職員体制を整備

【広域自治体】

- ・全国トップクラスのスリムな職員体制を目指す
- ・事務分担に応じて広域自治体に移管される事務を基本に必要な数を移管

< 職員の移管 >

職員の移管については、事務分担に応じることを基本に、府市の垣根を越えた人員配置が可能な仕組みを構築。職員の身分取扱いについては、共済制度を含め、公正に処理

財産・債務

基本的方向性
財産は特別区に承継を基本 〔行政財産〕 <ul style="list-style-type: none">・新たな事務分担に基づき、所在特別区等や新たな広域自治体に承継 〔普通財産〕 <ul style="list-style-type: none">・所在特別区等に承継。広域自治体には事務事業等に密接不可分なものに限定し承継 〔処分検討地の扱い〕 <ul style="list-style-type: none">・市未利用地活用方針に基づき、平成30年度までに処分を予定している「処分検討地」の利活用については、特別区で共有化できる仕組みを構築 債務は広域自治体に承継を基本 〔債務負担行為〕 <ul style="list-style-type: none">・確定債務については、新たな事務分担に基づき、広域自治体又は特別区等に承継・偶発債務（財務リスク）については、広域自治体に承継を基本とし、引当財源として財政調整基金等を活用 〔地方債〕 <ul style="list-style-type: none">・広域自治体に承継し、償還財源は財政調整財源等で償還

その他

- ・大阪版都区協議会（仮称）

基本的方向性
現行制度を基に大阪独自の工夫を加え、広域自治体と特別区との間で“対等協力”の関係を構築 <ul style="list-style-type: none">・協議会の委員構成については、知事と特別区長を基本に、東京都と違った形の構成とする（東京：知事・3副知事・4局長、特別区長会会長、2副会長、4幹事）・事務分担、財政調整に加えて、財産債務や職員体制など、幅広く協議を行う・特別区の意見が十分反映されるよう、協議方法に工夫を凝らす・協議が調わない場合に備えて、合意形成の仕組みにも工夫を凝らす

- ・一部事務組合

基本的方向性
特別区に仕分けられた事務は、各特別区で実施することが基本。ただし、専門性の確保や、サービス・効率性の確保が特に求められる事務については、特別区が設置する一部事務組合など水平連携で実施（国民健康保険事業、7システム管理、福祉施設や市民利用施設等）一部事務組合は、特別区の設置にあわせて設置する。